

概要版

大田市こども計画

令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)

計画の基本理念

おおだで育ち“誇り”を
みんなが抱けるまちへ

～地域の力を活かし、こども・子育て家庭をささえます～

島根県大田市

大田市こども計画

令和7年度～令和11年度

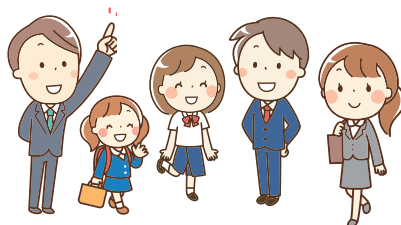
こども計画とは…

国において、全てのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。そして、こども基本法に基づき、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を日本社会の真ん中に捉える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために「こども大綱」が定められました。市町村は国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。



こどもとは

乳幼児期	義務教育年齢に達するまでのこども
学童期	小学生年代のこども
思春期	中学生年代からおおむね18歳までのこども
青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の者 (施策により、39歳以下の者も対象)



計画の策定にあたって…

令和5年度に行った就学前、小学生の保護者へのアンケート結果、令和6年度に行った、小中高生へのアンケート結果から子育て当事者やこどもの意見を取り入れて策定しています。

こども計画の位置づけと期間

本計画は、「こども大綱」及び「しまねっすくすくプラン（島根県こども計画）」を勘案し、こども基本法第10条第2項「市町村におけるこども施策についての計画」として策定します。また、長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に掲げる事項を含むものとします。

これらを踏まえ、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「母子保健計画」「こどもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」を一体のものとして策定します。

さらに、本市の最上位計画である「大田市総合計画」や関連計画である「大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等と整合・連携を図るものとし、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

大田市こども計画

こども計画は「子ども・若者計画」「こどもの貧困対策計画」「子ども・子育て支援事業計画」等を一体のものとして作成することができる。

次世代育成支援
行動計画

子ども・子育て
支援事業計画

母子保健計画

子ども・若者計画

こどもの
貧困対策計画

1

基本施策

大田市こども計画は、基本理念を踏まえて、次の4つの基本施策のもとで、「こども施策」を進めます。

1. 未来を担うこどもの育成

こどもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる

→P4



①こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

②若者の社会的自立に向けた支援

③こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

2. こどもを育む家庭への支援

→P4~



①安心して妊娠・出産できる環境の整備

②幼児期までのこどもの育ちの支援

③安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

④全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり

⑤子育てや教育に関する経済的負担の軽減

3. サポートが必要なこどもと家族への支援

→P5~



①障がい児支援・医療的ケア児等への支援

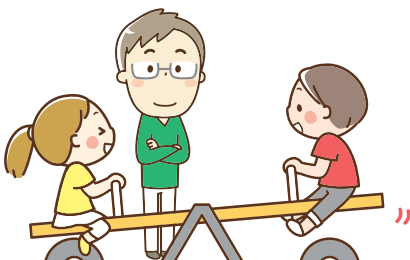
②児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

③こどもの貧困対策

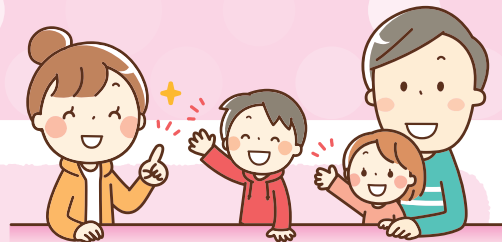
④ひとり親家庭への支援

4. こども・子育てをみんなで支える地域づくり

→P6



① 地域における子育て支援



基本施策 1. 未来を担うこどもの育成

① こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

- こどもの権利をはじめとする人権について学びや相互理解の機会づくりを推進し、啓発を図ります。
- こどもが主体となって自分の意見を表明でき、活動できる機会をつくっていきます。
- 青少年における貧困や児童虐待、いじめなどの課題に対し、児童虐待防止や青少年の育成に向けた普及・啓発を図ります。

主な実施事業

人権啓発推進事業、隣保館管理運営事業、こども家庭センター「おおだっこ」、子ども・若者支援体制等整備事業

② 若者の社会的自立に向けた支援

- 一人ひとりの児童・生徒が置かれている社会環境、成長の段階や個性に寄り添い、きめ細やかな支援を行います。
- 小中学校において、職場体験などを、市内高校では、キャリア教育の推進を行います。
- こどもたちが気兼ねなく立ち寄り、相談できる居場所づくりを促進します。
- 出会いの機会を得られるよう、結婚相談や交流の機会について支援します。

主な実施事業

子ども・若者支援体制等整備事業、中学校職場体験事業、産業人材・確保促進事業

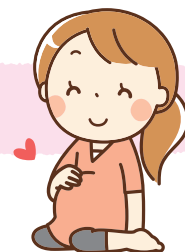
③ こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

- SOS の出し方に関する教育等を推進し、自死対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 身近に相談できる場を確保するとともに、相談の場について周知を徹底します。
- 交通安全教室の開催や通学路・学校への巡回を推進し、道路や関連施設の点検と適切な維持管理、周辺環境の保全に努めます。

主な実施事業

児童生徒支援事業、教育相談事業、いじめ防止対策推進事業、子どもの安全体制の推進、交通安全教室の開催、登下校時の交通安全対策、緊急時の防犯対策、防犯灯の整備推進

基本施策 2. こどもを育む家庭への支援



① 安心して妊娠・出産できる環境の整備

- 性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、プレコンセプションケアの取り組みを推進します。
- 安心して出産・育児ができるよう、産前産後の支援の充実と体制強化を図っていきます。
- 不妊・不育症のためにこどもを持つことが困難な夫婦への支援や、妊娠期・出産・子育てまで一貫した支援ができるよう、こども家庭センターの機能の強化を図ります。

主な実施事業

母子保健活動推進事業、エイズ予防・性教育事業、出産・子育て応援事業、妊婦一般健康診査、子育てアプリ「おおだっこ」、産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、不妊・不育治療バックアップ事業

② 幼児期までのこどもの育ちの支援

- 「アタッチメント（愛着）」の形成や豊かな「遊びと体験」等の必要性を保護者、関係機関で共有し、乳幼児のウェルビーイング向上を目指した取り組みを推進します。
- 絵本の読み聞かせなど、親子が触れ合い、こどもの安心感や集中力といった心の育ちを支える取り組みを推進します。
- 幼児教育の現場や医療機関との連携を図り、一人ひとりの発達や個性に応じた育ちを支援します。

主な実施事業

乳幼児健康診査事業、地域子育て支援センター事業、こんにちは赤ちゃん絵本事業、就学前教育推進事業、通常保育事業（幼稚園）

③ 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

- 乳幼児期から学童期まで、各種保育事業の充実を図り、こどもの健やかな育ちを支援するとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを推進します。
- 子育て支援サービスの情報が、適切に届けられるよう情報発信を強化し、相談及び連携体制を充実します。

主な実施事業

ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、島根県子ども医療電話相談（#8000）、通常保育事業（保育所）、延長保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、地域型保育事業、幼稚園における一時預かり事業、放課後児童クラブ（放課後児童育成健全事業）

④ 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり

- 学校に行きにくい、発達への不安やいじめについての悩みを抱える児童・生徒からの相談、支援を充実し、こども一人ひとりの成長を支えます。
- 思春期に、乳児やその保護者とのふれあいを通じて、命の尊さ、家庭の絆の大切さを学ぶ機会を学校・地域・行政が協働してつくることを継続します。
- 学校図書館への司書配置を継続して行い、読書活動・図書を通じた学びの充実を図ります。
- 教育現場における ICT 活用を推進し、学びの充実と、教員の負担軽減を推進します。

主な実施事業

「読み調べ学ぶ力漲る学校図書館」事業、子ども読書活動ボランティアの養成、思春期・赤ちゃん交流学习事業、こどもと大人の交流の場づくり事業

⑤ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- こどもの医療費助成の充実を図るとともに、保護者への理解促進・適切な経済支援に努めます。
- 子育て家庭にかかる経済的負担軽減のため、地域社会での子育て支援を充実します。

主な実施事業

しまね子育て応援パスポート事業、保育所保育料の負担の軽減、児童手当、就学援助事業、子ども医療費助成制度（拡充）、予防接種の無料化、がん治療後等の予防接種再接種費用助成事業

基本施策 3. サポートが必要なこどもと家族への支援

① 障がい児支援、医療的ケア児等への支援

- 心身の障がい、医療的ケア、発達に課題のあるこどもや家族に寄り添い、各関係機関と連携を図りながら切れ目ない支援に努めます。
- 発達に課題のあるこどもについても、早期の発見と支援に努めます。また、保護者の不安にも寄り添い、専門家や地域での相談員等、地域での身近な支援を推進します。



主な実施事業

発達クリニック、めだか教室、大田市相談支援チーム会議、幼児期通級による指導事業、障がい児保育事業、障がい児通所支援事業、障がい児者日中一時支援事業、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）、福祉医療費助成制度、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

②児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- こども家庭センター「おおだっこ」において、すべての妊産婦、こどもとその家庭を継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援及び相談を行います。
- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有、連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。
- ヤングケアラーについて、相談窓口を設置するとともに、学校やケアマネージャー等が情報共有し、こどもに寄り添った支援を行います。

主な実施事業 大田市要保護児童対策地域協議会、子育て世帯訪問支援事業

③こどもの貧困対策

- 経済的に困難、保護者が就労できない状況にある家庭に対し、早期の相談と適切な支援を行います。
- こどもの貧困について、こどもと接する現場と関係機関における連携を図り、相談・支援に努めます。
- 地域食堂等、経済的に困難な状況の家庭にあるこどもの衣食住を支える市民の活動を支援します。

主な実施事業 生活福祉資金

④ひとり親家庭への支援

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える問題に対応します。
- ひとり親家庭への経済的支援や就労支援を適切に行います。

主な実施事業 母子・父子自立支援員、児童扶養手当、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

基本施策 4. こども・子育てをみんなで支える地域づくり

①地域における子育て支援

- 『おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設』の整備を目指します。
- 相談員による訪問、相談による支援や各地区における子育てサロン・サークルへの支援を推進します。
- 子育てやこどもの学び、体験に関するボランティアや地域住民の参画を促進します。
- ふるさと教育等、学校・家庭・地域が一体となった学びを推進します。
- 気軽に参加できるスポーツから本格的なスポーツまで、こどものスポーツ体験の提供に努めます。
- 外国から転入する家庭への日本語学習や、教育・保育現場での受け入れ、相互理解を支援します。
- 通学路や公園の安全管理を徹底し、こどもと子育て当事者が安全安心に過ごせる環境を整えます。



主な実施事業 子育てサロン・サークルへの支援、子育て応援事業、保育ボランティア事業、家庭教育支援(子育てについて考えるワークショップ)、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、男女共同参画推進事業、民生委員・児童委員制度(大田市生活相談委員制度)、小地域ネットワーク活動、山村留学事業、ふるさと教育推進事業、地域学校協働本部事業、スポーツ少年団育成事業、多文化共生事業、道路等施設の維持、市街地における公園整備の推進

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制



目標事業量と提供体制について

目標事業量

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を踏まえて設定する、各事業においてどのくらいの需要があるかを示した見込み量

提供体制

目標事業量に対して設定する、各事業のサービス提供量及び体制

1. 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制

区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園、認定こども園
2号認定(教育希望)	3～5歳	「保育の必要な事由」があるが、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11	提供体制の考え方
1号認定及び 2号認定(教育希望)	人/年	53	50	48	45	42	令和6年度開所中の、幼稚園(公立1園 定員45人)、保育所(公立6か所、民間9か所 定員合計755人)、認定こども園(私立3園 利用定員240人)が管内にあります。 また、地域型保育事業として、家庭的保育施設(2か所 定員10人)、事業所内保育事業所(1か所 12人)により、3歳未満の乳幼児を中心とした受け入れも行っています。
		80	80	80	55	55	
2号認定	人/年	494	460	425	391	356	
		532	506	486	476	473	
3号認定 (1,2歳)	人/年	291	275	258	241	225	
		305	285	278	278	272	
3号認定 (0歳)	人/年	129	123	118	113	108	
		115	111	108	108	107	

上段：目標事業量、下段：提供体制

2. 地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

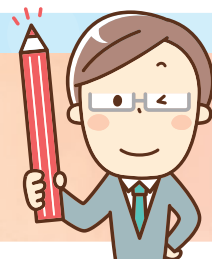
区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11	提供体制の考え方
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	実施箇所数	1	1	1	1	1	全ての妊産婦等が必要な時期に支援が受けられる体制を維持します。
		1	1	1	1	1	
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	延べ回数／年	妊娠届出数：125 1組当たり相談回数：3回 合計回数：375回	妊娠届出数：119 1組当たり相談回数：3回 合計回数：357回	妊娠届出数：113 1組当たり相談回数：3回 合計回数：339回	妊娠届出数：108 1組当たり相談回数：3回 合計回数：324回	妊娠届出数：102 1組当たり相談回数：3回 合計回数：306回	全ての妊婦等が必要な時期に支援が受けられる体制を維持します。
	実施箇所数	直営	直営	直営	直営	直営	
延長保育事業	実利用人数／年	234	231	227	221	214	市内11園で実施しており、今後も提供体制を確保しています。
		234	231	227	221	214	
放課後児童クラブ	実利用人数／年	511	494	474	452	433	市内16か所で実施しており、今後も各地区の就学児童が過ごせる場所を確保していきます。
		511	494	474	452	433	
こんにちは赤ちゃん 訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	実人数／年	125	119	113	108	102	全ての乳児を早期に把握し、保護者が孤立することなく安心して子育てができるよう支援を行います。
	実施体制	保健師・助産師・母体保健推進員					
	委託団体等	大田市母子保健推進員に委嘱					

上段：目標事業量、下段：提供体制

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11	提供体制の考え方
養育支援訪問事業	件数／年	105	105	105	105	105	市の保健師、助産師等が継続的に訪問し、他機関と連携しながら、養育に対する指導や助言を行います。
	実施体制	要保護児童対策地域協議会					
	実施時期	通年					
子育て世帯訪問支援事業	件数／年	2	2	2	2	2	市内訪問事業所に委託して実施します。現在の委託体制を維持することを目標として設定します。
	市内訪問事業所委託数	2	2	2	2	2	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	平均利用人数／月	217	215	213	211	210	市内3か所の地域子育て支援センターを継続して実施し。在宅の親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導、リサイクル事業を行っています。
	施設数	3	3	3	3	3	
一時預かり事業（幼稚園等在園者対象）	延べ 利用人数／年	7,275	6,863	6,589	6,177	5,765	全ての幼稚園・認定こども園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。
		7,275	6,863	6,589	6,177	5,765	
一時預かり事業（在園児対応型以外）	延べ 利用人数／年	945	945	945	945	945	市内17園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。
		945	945	945	945	945	
病児・病後児保育事業	延べ 利用人数／年	460	460	460	460	460	病後児保育の市内1か所での実施を維持するほか、ファミリー・サポート・センター事業の活用を進めます。加えて病児保育の検討もしていきます。 また、保育所で体調不良になった児童を、保護者の迎えまでの間、預かる体制を維持します。
		460	460	460	460	460	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	延べ 利用人数／年	160	160	160	160	160	まかせて会員（援助を行う人）の確保を図り、サービスの提供体制を確保していきます。
	まかせて会員数	73	73	73	73	73	
妊婦一般健康診査	延べ回数／年	1,562	1,487	1,412	1,350	1,275	全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持します。
	実施場所	産婦人科医療機関					
	実施体制	原則医療機関委託 ※県外医療機関の場合、健診費用を償還払いで対応					
	検査項目	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等					
	実施時期	通年					
乳幼児等通園支援事業	実利用 人数／年	0	3	3	3	3	大田市管内においては育児休業期間中とみられる0歳児を除くと、保育所等へは高い割合で児童が入所しているため、管内1施設で実施し、利用実績に基づき見直しを行います。
		0	3	3	3	3	
産後ケア事業	延べ人数／年	26	25	25	25	24	産後に精神的不調のある母親を早期に把握し、支援が必要な時期に必要なケアを受けられるよう体制を維持します。 また産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援を行います。
		26	25	25	25	24	
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業）	回／年	1	1	1	1	1	現在も開催している研修会を、年1回実施することを維持します。
	実施回数	1	1	1	1	1	

上段：目標事業量、下段：提供体制

4 計画の進捗管理



- 本計画の進捗状況については、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づいて、各事業の取組状況・利用実績を把握し、毎年度「大田市子ども・子育て支援推進会議」にて実施状況を調査審議します。
- 評価の結果「目標事業量」や「確保方策」が需要に対して不足が生じている場合やニーズが増加した場合は、「大田市子ども・子育て支援推進会議」において改めて調査審議を行い、必要な見直しについて検討します。
- 計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等において公開します。